

## 筑北村空き家活用事業補助金交付要綱

平成24年3月28日

告示第30号

### (目的)

第1条 この要綱は、村内の空き家の有効活用と人口増加に資するため、空き家活用事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 村内で個人が所有し、居住の用に供することができる家屋若しくは当該家屋の敷地又は建築されていた家屋が除去された後の土地のうち、所有者の居住の用に供する見込みのないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有者で、売却又は賃借を行うことのできる権利を有する者をいう。
- (3) 入居者 空家の購入又は賃貸をし、当該空き家に入居する者若しくは入居することが明らかな者をいう。
- (4) 起業 村内において、継続的に収益を得ることを目的として新たに事業所、店舗又は工房等を設置し、事業を開始することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、この補助金の交付を申請した日（以下「申請日」という。）において、次項及び第3項のいずれかに該当し、かつ、それぞれに掲げる要件を全て満たす者とする。

#### 2 空き家の所有者が申請者となる場合

- (1) 当該空き家について、入居者と売買又は賃貸の契約を締結していること。
- (2) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (3) 本人及び本人と現に同居し、又は同居しようとする者に、市区町村に納付又は納入すべき税及び料金に未納がないこと。
- (4) 本人及び本人と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員で

ないこと。

3 空き家への入居者が申請者となる場合

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 本人及び本人と現に同居し、又は同居しようとする者に、市区町村に納付又は納入すべき税及び料金に未納がないこと。
- (3) 本人及び本人と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 前項に規定する者は、次のいずれかに区分する

- (1) 当該空き家の所在地に住民登録をしていない者
- (2) 当該空き家の所在地に住民登録をしている者

5 第3項に規定する者は、補助金の交付を受けた日から5年以上、当該空き家の管理を適正に行うことの旨を誓約するものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、居住又は起業のために行う空き家の活用事業で次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) この補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までに完了する事業
- (2) 申請者が入居者で当該空き家を購入した場合は所有権移転の日から起算して3年内、また、当該空き家を賃貸した場合は賃貸借契約を締結した日から起算して3年内に申請する事業であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、申請日前に着手した事業に係る経費は除くものとする。

- (1) 賃貸又は売買する空き家の家財を業者に委託して整理することに要する費用
- (2) 賃貸又は売買する空き家のハウスクリーニングを業者に委託して実施する費用。ただし、トイレ、浴室、洗面所及び台所の水回り箇所のクリーニングが必要な場合においては、当該箇所を含むクリーニングを実施した場合に限り補助対象とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる額を限度とする。ただし、かかった経費が10万円以内の場合には、経費の全額を補助する。

- (1) 空き家の所有者が申請者となる場合 50万円
- (2) 入居者が申請者となる場合で、住民登録をしていない者又は起業場所としてのみ活

用する場合 10万円

(3) 入居者が申請者となる場合で、住民登録をしている者 50万円

3 前項第2号及び第3号に該当する者に交付する補助金のうち、10万円は返還義務の生じない額とし、当該額を超える部分については返還義務の対象とする。

4 補助金の交付は、同一の空き家につき1回に限る。

(交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家活用事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出するものとする。

(1) 申請者が入居者の場合、誓約書（様式第2号）

(2) 空き家の位置図

(3) 家財の整理及びハウスクリーニングに係る業者委託の見積書

(4) 事業実施前の写真

(5) 空き家に係る賃貸又は売買契約書の写し

(6) 申請者が入居者で、当該空き家の取得方法が購入だった場合、所有権移転後の登記事項証明書

(7) 申請者が第3条第4項第2号に該当する場合、申請者の住民票の写し

(8) 申請者及び申請者と現に同居し、又は同居しようとする者の直近の市区町村税等の納税証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定をし、空き家活用事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、事業が完了した日から30日以内又は交付決定の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、空き家活用事業完了報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

(1) 家財の整理及びハウスクリーニングに係る業者委託費用の領収書の写し

(2) 事業実施後の写真

(3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第8条 村長は、前条に規定する実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、筑北村空き家活用事業補助金確定通知書(様式第5号)(以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、空き家活用事業補助金請求書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は法令に違反したとき。
- (3) 申請者が入居者で、かつ、住民登録をしている場合において、交付の日から5年未満の間に他人への貸与、売却、転居、転出、取壊し等により居住しなくなったとき。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用するものとする。

3 村長は前2項の規定により補助金の全部又は一部を取消しするときは、空き家活用事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、交付決定者が既に補助金の交付を受けているときは、村長が定める日までに取り消された額を返還しなければならない。

2 前項の規定により返還を命ずる金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。

- (1) 入居者が住民登録をしていない場合 返還を求めない
- (2) 入居者が住民登録をしている場合 別表1により算出した額とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

交付日からの経過年数	返還額
1年未満	補助金確定額から10万円を差し引いた額の 100%
1年以上2年未満	補助金確定額から10万円を差し引いた額の 80%
2年以上3年未満	補助金確定額から10万円を差し引いた額の 60%
3年以上4年未満	補助金確定額から10万円を差し引いた額の 40%
4年以上5年未満	補助金確定額から10万円を差し引いた額の 20%